

基本目標  
Ⅲ

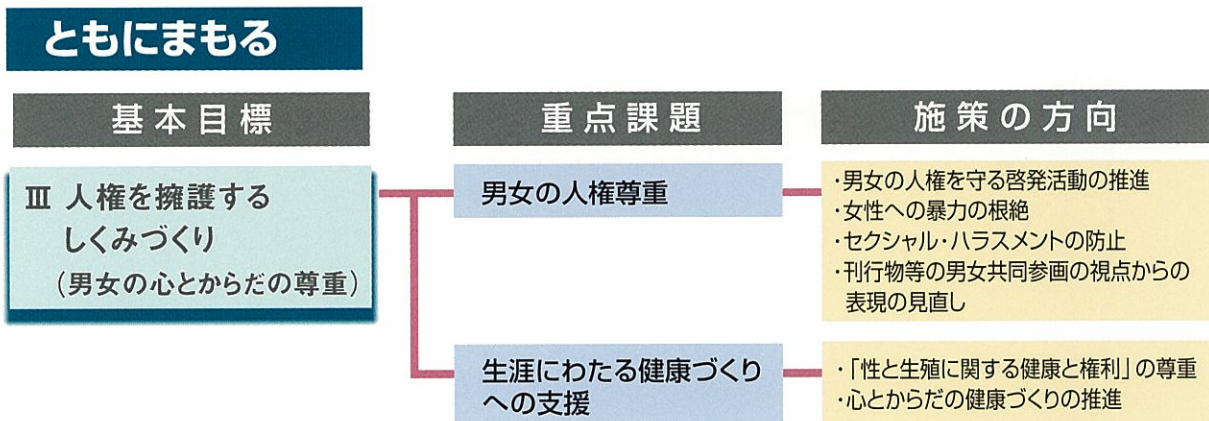
人権を擁護するしくみづくり  
(男女の心とからだの尊重)

人権は、人類が共有する普遍的な価値であり、また、男女の人権尊重は、男女共同参画社会の根底をなすものです。

家庭、職場、地域などあらゆる場において、人権の軽視・侵害や性別による差別がなく、人権が尊重され、男女が対等にいきいきと生活できる社会をめざすことを基本目標とします。

そのためには、男女の個人としての尊厳や男女平等に関する意識啓発に努めるほか、女性に対する様々な暴力など、顕在化してきた人権侵害への対策に取り組みます。また、「性と生殖に関する健康と権利」等の新たな人権の概念に基づく健康上の問題への配慮や様々な情報媒体における人権の表現への配慮に取り組みます。

●体系



## 重点課題(1) 男女の人権尊重

### 【現状と課題】

男女の人権等に関する問題等については、各種行政相談や社会福祉協議会での法律相談をはじめ、人権擁護委員や行政相談委員による相談を実施していますが、まだまだ顕在化していない問題が存在しています。

男女の人権を守るためには、市民自らが人権擁護の意識を自覚するとともに、人権擁護の体制づくりが必要です。

女性に対する暴力については、社会の理解も不十分で、個人的問題として容認されてきました。そこで、女性に対する暴力は、人権問題であり、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など、男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題と捉え、対処していくことが求められます。

また、様々な情報媒体において、人権を尊重し、性別による固定的な役割分担意識を助長する表現等がないよう十分な配慮が求められています。



**【施策の方向】①男女の人権を守る啓発活動の推進**

〔具体的施策〕

- ・ 市民向けの人権啓発講演会等の開催
- ・ 人権（人権侵害、暴力等）に関わる関係機関との連携強化と被害者への継続的支援の充実
- ・ 人権相談窓口・機関等の情報の周知
- ・ 人権相談窓口での個人情報保護、守秘義務の徹底
- ・ 女性等への暴力根絶キャンペーンの実施
- ・ 職場におけるセクシャル・ハラスメント※1防止の啓発
- ・ 職場における人権教育の強化

※1「セクシャルハラスメント」：相手の意に反した、性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など様々な態様のものが含まれます。

**【施策の方向】②女性への暴力の根絶**

〔具体的施策〕

- ・ ドメスティックバイオレンス※1やセクシャル・ハラスメントの実態調査
- ・ NPO団体※2や関係機関との連携による暴力の排除
- ・ DV防止法が施行されたことや支援制度として相談機関のあることの周知
- ・ 女性相談員が配置された、女性のための悩み相談窓口の開設
- ・ 人権意識啓発のための冊子・リーフレット等の作成
- ・ 暴力被害女性に対する支援（生活の自立支援・カウンセリング等）の充実
- ・ 地域の連携による安全で安心なまちづくりの推進
- ・ 女性等への暴力根絶キャンペーンの実施（再掲）

※1「ドメスティックバイオレンス」：配偶者や恋人など親密な関係にある者に対して身体的・性的・心理的攻撃を含む暴力を繰返しふるうこと。わが国では、配偶者からの暴力を防止及び被害者を保護するためDV防止法が定められている。

※2「NPO団体」：NPOとはNonprofit Organizationの略称で、日本語では「民間非営利団体」「市民活動団体」「ボランティア団体」などとよばれます。「営利を目的としない」「民間」かつ「公益的」立場から、これまで行政や企業では提供できなかった新しい社会サービスを提供する事業体で、福祉、環境、国際協力、まちづくりなど様々な分野で、社会的使命を持った活動を展開しています。

## 【施策の方向】③セクシャル・ハラスメントの防止

### 〔具体的施策〕

- ・ 国・県等関係機関との連携による、事業所に対してのセクシャル・ハラスメント防止の取組と従業員への周知の働きかけ
- ・ 事業所における実態調査
- ・ 相談窓口の開設
- ・ 相談窓口における個人情報保護、守秘義務の徹底

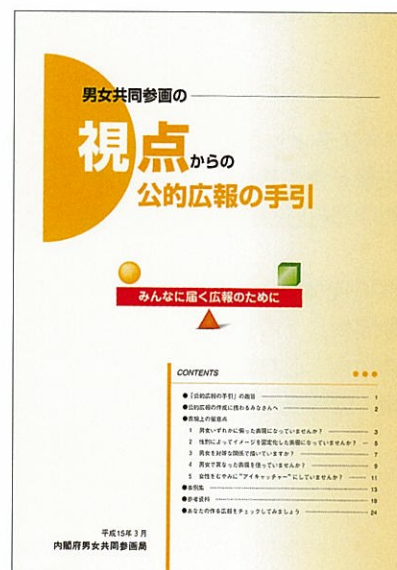
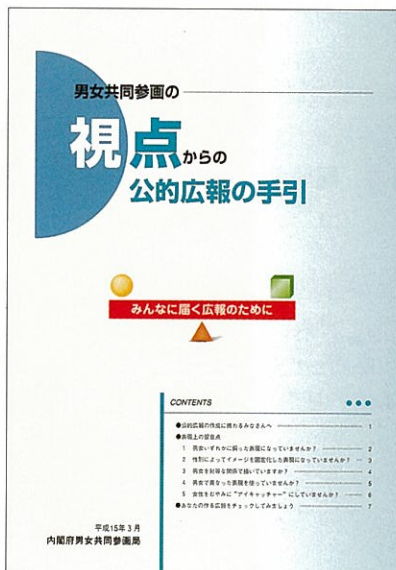
## 【施策の方向】④刊行物等の男女共同参画の視点からの表現の見直し

### 〔具体的施策〕

- ・ 市の刊行物（各種通知文書、パンフレット、広報、ホームページ、ケーブルテレビ含む）に関するガイドライン※1の作成、周知
- ・ ガイドラインの市民への周知
- ・ 民間団体への刊行物等の表現の見直しの働きかけ
- ・ 青少年にとって有害な図書、広告物等の排除

※1「ガイドライン」：基準のこと。総理府委託調査（平成12年10月実施）では、具体的内容として次の7つのポイントをあげている。

- ・ 男女のいずれかを排除したり、いずれかに偏ったりしない（女性が想定されていない）
- ・ 必要以上に性別による区分を行わない（服装・外見、興味・関心、性格・ふるまい）
- ・ 性別によって役割を固定化しない（性別役割分担、世話役、職業についての性別イメージ）
- ・ 男女間に優劣・上下の関係が存在するかのような扱いをしない。
- ・ 表現方法において、男女を公正に扱う（才女など対語のない表現、女性であることの強調、統計表記）
- ・ 男女を対称的に扱う（男性を姓で、女性を名で表記するなど異なる呼称）
- ・ 女性を飾り物・性的対象物として扱わない（アイキャッチャー、性的側面、容姿の強調）



## 重点課題(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援

### 【現状と課題】

女性も男性も各人がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことは男女共同参画の前提です。

とりわけ女性は、妊娠や出産をする機会があるだけでなく、更年期障害などライフスタイルを通して男性とは異なる健康上の問題に直面します。

そのため、男女がお互いの身体の違いを尊重しながら、生涯にわたる「性と生殖に関する健康と権利」※1についての考え方の定着に努めるとともに、生涯を通じた女性の健康を支援するための総合的な対策の推進が求められています。

また、男女が生涯にわたって健康であるためには、スポーツ活動を通じた体力づくりや健康診査などによる予防事業の充実が求められています。さらに、現代社会においては、精神的な健康の保持・増進が大切な課題となっており、心の健康づくりへの取組が必要となっています。

※1 「性と生殖に関する健康と権利」：女性が自らの健康や体について正確な知識を持ち、性の主体として自らが決定すること。また、そのために必要な情報が得られること。1994年の世界人口開発会議で提唱され、今日の女性の人権の重要な一つと認識されています。



## 【施策の方向】 ①「性と生殖に関する健康と権利」の尊重

### 〔具体的施策〕

- ・性と生殖に関する自己決定権の啓発
- ・性に関する学習機会の充実（子どもから思春期、青年、親の世代までの男女に関する教育の充実）
- ・思春期の性、安全な妊娠、性感染症の防止、避妊、更年期の対応等についての情報提供と啓発の実施
- ・産前産後の特別休暇の取得徹底と期間延長への働きかけ
- ・安心な妊娠・出産への支援を図るための、妊婦への健康診査・訪問指導及び妊婦健康相談の充実
- ・妊産婦への医療費助成の継続実施
- ・事業主に対する、妊娠中の女性労働者の健康管理についての理解促進
- ・不妊に関する専門相談及び治療助成の充実
- ・マタニティコンサートの充実
- ・ママパパ講座の充実（再掲）

## 【施策の方向】 ②心とからだの健康づくりの推進

### 〔具体的施策〕

- ・自ら守り作る健康意識の啓発
- ・総合型地域スポーツクラブ（おやべスポーツクラブ）の育成
- ・誰もが参加できる軽スポーツ、レクリエーションの普及・促進
- ・健康診査、健康相談、食生活改善事業等の充実
- ・心の相談事業の充実



おやべスポーツクラブ（エアロビクス）